

(23) 要介護認定について

ア 更新認定における有効期間について

更新認定における有効期間については、原則6月間としながらも、市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合には、3月間～12月間の範囲内で有効期間の延長又は短縮を可能としているが、平成12年7月31日の全国介護保険担当課長会議において延長・短縮を行った事例を収集し提示した。

先般、一部の市町村等に御協力いただき、昨年12月になされた更新認定の有効期間を調査したところ、延長・短縮を行った市町村等においては、更新認定のうち約5割の事例で有効期間の延長が行われていたが、市町村毎の延長事例の割合に格差がみられた。

このため、厚生省老人保健福祉局長通知「介護認定審査会の運営について」(平成11年9月13日老発597号)の趣旨を踏まえ、申請者の状態が安定して継続すると判断できる場合には、有効期間の延長について事務局から認定審査会に対して意見を求めるなど、より適正な介護認定が行われるよう検討されたい。

イ 認定調査員等研修事業について

都道府県において実施している認定調査員等研修事業については、例えば、痴呆性高齢者の要介護度が適正に評価されるためには、①一次判定の基礎となる調査票の記入に際し、痴呆症状に随伴する身体の状況等に関し適切な記入が行われること、②問題行動等、介護の度合いに影響を及ぼす事項に関しては、認定調査時のみならず、日頃の介護の状況が反映されるよう特記事項として記入することも重要であることなど当研修事業等をはじめとして、市町村等に対して指導の徹底をお願いしたい。

また、平成13年度予算（案）においても、研修事業に係る所要額を計上したところであり、各都道府県においては積極的な取組みをお願いしたい。

ウ 要介護認定調査検討会について

要介護認定における一次判定については、①痴呆性高齢者が低く評価されているのではないか、②在宅における介護の状況を十分に反映していないのではないか、などの指摘があることから、昨年8月に「要介護認定調査検討会」を設置し、一次判定のあり方について専門的・技術的な検討を行っている。

本検討会での議論を踏まえ、現在、全国で「高齢者介護実態調査」を行っており、関係各位の御協力をお願いしたい。

なお、本調査における結果について、さらに本検討会で議論いただいた上で、平成13年度には、市町村等を対象にモデル調査を行う予定であり、その実施にあたっては御協力をお願いしたい。

エ 介護保険事務費交付金について

介護保険事務費交付金については、先般、平成13年1月31日付け事務連絡をもって、平成12年度の交付に係る考え方、基準単価（案）、交付要綱（案）及び事務手続き等を連絡したところであり、市町村等における交付申請手続きに遺漏がないよう指導方よろしくお願いしたい。

平成12年度介護保険事務費交付金について

1 交付基準額について

介護保険事務費交付金の交付額については、介護保険法第126条及び介護保険の国庫負担金の算定額等に関する政令第5条の2により算定することとされているところであるが、この基準単価を要介護認定等申請者1人当たりの事務に要する費用は、11,900円（案）とする予定である。

なお、上記の介護保険事務費交付金の額の算定に関する厚生労働省令は後日告示するよう作業をすすめているところである。

2 今後の予定について

平成13年2月中旬	厚生労働省令告示、	2月中旬	交付要綱発出、
2月末	交付申請締切、	3月	交付決定

(24) 保健事業推進功労厚生労働大臣表彰について

保健事業推進功労厚生労働大臣表彰については、平成10年4月6日老発第281号通知の別紙「保健事業推進功労厚生大臣表彰実施要綱」により実施してきたが、平成13年度においても10月に行う予定としている。

なお、平成13年度の被表彰候補団体の推薦依頼については、後日通知することとしている。

(25) 地域保健・老人保健事業報告について

平成13年度の地域保健・老人保健事業報告については、別途大臣官房統計情報部より都道府県所管部局へ連絡することとしているので、引き続き調査へのご協力をお願いする。